

社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会 ソーシャルメディア運用ポリシー

1 目的

社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、地域福祉の推進および市民との双方向の情報共有を図ることを目的として、ソーシャルメディアを活用した広報活動を行います。

その運用にあたり、適正な情報発信を行い、閲覧者の誤解や混乱を防止するとともに、信頼性の高い情報提供を実現するため、ソーシャルメディア運用ポリシー（以下「本運用ポリシー」という。）を定めます。

2 定義

本運用ポリシーにおいて「ソーシャルメディア」とは、インターネットを通じて情報を発信し、または意見・情報等を相互に交換できる媒体を指します。

具体的には、Facebook、Instagram、X（旧称 Twitter）、LINE、YouTube、ブログ等がこれに該当します。

3 公式アカウント

1 協議会が運用する公式アカウントとは、協議会およびその所管する各課が、事務局長の承認を得て開設したアカウントを指します。

2 公式アカウントの名称は、次のとおりとします。

- （1）新居浜市社会福祉協議会
- （2）新居浜市ボランティア・市民活動センター
- （3）その他事務局長が必要と認めた事業アカウント

4 掲載内容

協議会の公式アカウントにおいて掲載する主な内容は、次のとおりとします。

- （1）協議会が実施する事業、イベント、講座等に関する情報
- （2）新居浜市内の地域福祉活動、ボランティア活動等に関する情報
- （3）災害ボランティアセンター等に関する情報
- （4）その他地域福祉の推進に資すると認められる情報

5 運用体制

1 運用管理者は事務局長とし、投稿者は職員とします。

2 運用および内容に関するお問い合わせ先は、協議会事務局とします。

3 投稿は、原則、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分（土日祝日および年末年始を除く。）に不定期で行うものとします。ただし、必要に応じてこの限りではありません。

4 閲覧者からのコメントやメッセージ等への返信は、原則として行いません。掲載内容に関するお問い合わせは、電話または電子メールにより受け付けます。

6 禁止事項

協議会の公式アカウントを利用するにあたり、閲覧者が次の各号に該当する行為を行った場合は、予告なく投稿の削除やアカウントのブロック等の措置を講じることがあります。

- （1）法令または公序良俗に反するもの
- （2）特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの

- (3) 政治活動、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等、第三者の権利を侵害するもの
- (5) 営利を目的とする広告、宣伝、勧誘等を含むもの
- (6) 人種、思想、信条、性別等による差別または差別を助長するもの
- (7) 虚偽または事実と異なる内容、風評を流布または助長するもの
- (8) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするもの
- (9) 他の利用者や第三者になりすますもの
- (10) 有害なプログラム、スクリプト等を含むもの
- (11) わいせつ、暴力的、その他不適切な表現を含むもの
- (12) 協議会の発信内容の一部または全部を改変するもの
- (13) 協議会の発信内容と関係のないもの
- (14) 各ソーシャルメディアサービスの利用規約に違反するもの
- (15) その他、協議会が不適切と判断するもの

7 知的財産権

協議会が公式アカウントにおいて発信する文章、画像、動画等の著作権、商標権、肖像権等の知的財産権は、協議会または正当な権利者に帰属します。「私的使用」や「引用」など、著作権法上認められた範囲を除き、無断で転載、複製、改変、配布することを禁止します。

8 免責事項

- 1 協議会は、公式アカウントに掲載する情報の正確性、完全性、有用性等について保証するものではありません。閲覧者が当該情報を利用して行う一切の行為について、協議会は責任を負いません。
- 2 公式アカウントに関連して生じた閲覧者間、または閲覧者と第三者との間のトラブルや損害等について、協議会は一切の責任を負いません。
- 3 閲覧者が投稿したコンテンツについては、投稿の時点で協議会に対し、全世界において無償かつ非独占的に使用（加工、複製、翻訳等を含む。）する権利を許諾し、著作権等を行使しないことに同意したものとみなします。
- 4 協議会は、ソーシャルメディアサービスの仕様変更や障害、第三者による不正利用等により発生した損害について、一切の責任を負いません。
- 5 協議会は、公式アカウントに掲載する内容において、外部のウェブサイト等へのリンクを掲載する場合がありますが、当該リンク先のサイトの内容、利用に伴い生じた一切の損害等について、責任を負いません。

9 運用ポリシーの周知・変更等

本運用ポリシーは、協議会のホームページに掲載します。また、必要に応じて予告なく変更する場合があります。

附 則

本運用ポリシーは、令和7年12月1日から施行します。